

兵庫県立香寺高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立香寺高等学校

1 本校の教育方針

本校は、県下初の総合学科として、“個性を伸ばせば、夢広がる”～君の夢が実現します～のスローガンの下、学科の特色を生かして生徒の個性を伸ばし、夢や志の実現に向かって努力し、主体的に実践・活動する人間、何事にも積極的にチャレンジする創造性豊かな人間、自己の責任を重んじ、義務を遂行し、信頼される人間を育成することを目指す。

また、生徒一人一人と向き合い、様々な体験学習、部活動、地域社会との交流を通して、奉仕の心や思いやりの心を育て、こころ豊かで自立した人づくりを目指す。

2 基本的な考え方

いじめについては、人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない」「いじめゼロの学校を目指す」という決意の下、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）を定める。

「基本方針」の下、「いじめは、どの学校にもどの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」を推進する。

そのため、いじめ防止に向けて日常の指導体制を構築し、未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、認知した場合は適切に且つ速やかに解決できるよう、すべての教職員で組織的・包括的に取り組む。その際、保護者や地域の理解・協力も得ながら進めていく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

いじめ防止について取り組み状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。

毎月1回のいじめアンケートを実施する。7月、12月、3月の年間3回は学校生活（いじめ）アンケートを実施する。また、アンケートによるいじめ発見率を高めるために、常に工夫（様式、方法等）することにより、いじめの早期発見につなげる。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的な対応の徹底

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

資料1 個別報告書

資料2 いじめ対応記録カード

(4) 研修等によるいじめの対応能力の向上を図る

全職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。

また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的な事例をもとにした校内研修を充実させる。

(5) ネットいじめへの対応の充実

情報モラル教育の充実を推進するとともに、学校だけでなく保護者の責務について、PTA総会をはじめ、年次懇談会、三者面談などあらゆる機会を利用して周知に努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、いじめ対策チーム会議の教職員に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、年次懇談会、三者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策チーム会議を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。